

介護保険事業者における事故等発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）に対する介護サービス中に発生した事故、職員等による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）について、施設等から市長への報告の取扱いを定め、事故等の再発防止及び利用者等に対するサービスの質の向上及び施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象となる事業者及びサービス

沼田市内に所在する施設等で、次の事業者が行うサービスとする。

- (1) 指定介護保険事業者
- (2) 老人福祉法の規定に基づく施設を運営する事業者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく施設を運営する事業者

3 報告の範囲

施設等は、以下の事故等が発生した場合、市長へ報告を行うものとする。

- (1) 利用者等の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故
 - ア 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。
 - イ 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
 - ウ 事業所側の過誤、過失の有無は問わない（利用者等の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）。
 - エ 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族から説明を求められた時は報告すること。
- (2) 感染症及び食中毒
 - ア 感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。
 - イ 法律等に届出義務が定められているものについては、これに従うこと。
 - ウ 職員による法令違反、不祥事等
 - エ 虐待等
 - オ 前各号に掲げる場合のほか、報告が必要と認められる事故等が発生した場合

4 報告の様式

施設等は、3で定める事故等が発生した場合は、別紙様式「事故報告書」を標準様

式とする。

5 報告の手順

施設等は、3で定める事故等が発生した場合は、以下の手順により市長へ報告を行うものとする。

- (1) 施設等は、事故等発生後速やかに、第一報として電話等にて報告し、事故等報告書（標準様式）の「第一報」に記載する。
- (2) 施設等は、事故等の処理の区切りがついた時点で、続報として第一報の報告後に判明した事故等の具体的な状況、発生後の経過及び再発防止に向けての施設等における対策等を記載した報告書を市へ提出するものとする。
- (3) 利用者等の介護保険が他の市町村に属している場合は、施設等は当該市町村に併せて報告するものとする。

6 報告方法について

原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

7 市の対応

(1) 事故状況の把握

事故等に係る状況を把握するとともに、当該施設等の対応状況に応じて保険者として必要な調査及び指導等を行うとともに、利用者等に対して事実確認を行う。この場合、市が主たる対応を行うものとするが、必要に応じて、施設等の所在する市町村、県及び群馬県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

(2) 県への情報提供

市は、事故の内容が下記①～⑤の事由による場合は、県及び当該施設等の所在する区域を所管する県保健福祉事務所に報告する。

- ア 事故により利用者が死亡したもの。
- イ 特異な事由が原因となっていると思われるもの。
- ウ 利用者への身体拘束が事故の原因となっていると思われるもの。
- エ 職員の不祥事や法令違反が原因となっていると思われるもの。
- オ その他、他の事業者事例として情報提供する事によって、同様の事故の発生が防止できると思われるもの。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。